

佐賀県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
北村はり灸院	神崎市神崎町田道ヶ里一八四〇番地四	平成二二・一一・二〇
はぐくれ整骨院	神崎市千代田町直鳥四四〇番地一	平成二二・一一・二四
らいふマッサージ治療院佐賀店	佐賀市巨勢町大字牛島九三番地一五	平成二二・一一・九
ふれあい在宅マッサージ佐賀	佐賀市八戸二丁目二番七一号	平成二二・一一・一一